

「マイナンバー」を口実とした 詐欺等にご注意!



このような電話などに注意して下さい。



- マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、
 - ・ 国の関係省庁や地方自治体などが
口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報
家族構成や年金・保険の情報
を聞いたり、
お金やキャッシュカードを要求すること
は一切ありません。



- ・ ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

こうした内容の電話、手紙、訪問には応じないで下さい。

- 電話、メール、訪問等により、マイナンバーの安全管理対応の困難さなどを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意して下さい。
- マイナンバーの関連であることをかたった封書等が送られてきた場合、自分の勤務先など送付者が明らかなものを除き、安易に開封しないよう、注意して下さい。
- マイナンバーは、簡易書留で各世帯に郵送されます。普通郵便でポストに入っていることはなく、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることはありません。
- 「あなたの名前やマイナンバーを貸して欲しい」といった依頼は、詐欺の手口です。不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても刑事責任を問われることはありません。

マイナンバー関連の電話等がかかってきたら、必ず関係機関や警察に相談しましょう!



マイナンバー専用コールセンター(内閣府)
0570-20-0178 (050-3816-9405)

消費者ホットライン 188 (いやや) または 警察総合相談電話 #9110

